

前項ノ場合ニ於テ国債証券又ハ其ノ附属利札中不用ニ属スルモノヲ日本銀行直ニ之カ廃棄ニ必要ナル手続ヲ為スヘシ
第二十八条 日本銀行ハ国債規則第十四条（第十五条及第二十八条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ欠缺利札ニ対スル納付金ヲ徵收シタルトキハ其ノ金額及事由ヲ財務省ニ報告シ納入告知書ニ依リ之ヲ納付スヘシ
前項納付金ノ払戻ヲ要スルモノアルトキハ其ノ時々金額・事由及受取人ノ住所氏名ヲ財務省ニ報告スヘシ
第二十九条 元金償還又ハ買入銷却ニ因リ回収シタル証券ハ回収ノ日ノ属スル年一度経過後一年間、利子支払其ノ他ノ事由ニ因リ回収シタル利札ハ其ノ利子ノ消滅時効完成スヘキ時期迄之ヲ保存スヘシ但シ元金償還期後ノ利子支払期ノ利札ニ在リテハ其ノ元金及利子ノ消滅時効完成スヘキ時期迄之ヲ保存スヘシ
前項ノ証券ハ其ノ要部ヲ截取シ該要部ノミヲ保存スルコトヲ得
第三十条 前条ノ保存期間ヲ経過シ又ハ保存期間ノ満了キ証券類ハ隨時之ヲ廃棄スヘシ
第三十一条 日本銀行ハ元金償還又ハ利子支払ノ國債証券、利札又ハ添附利札ヲ一箇月分毎ニ速ニ取纏メ臨検ノ財務省官吏ニ提出シ其ノ国債証券又ハ利札ノ要項ヲ記載シタル支払済証券調書、買入銷却証券調書又ハ支払済利札調書ニ検査済ノ証印ヲ受クヘシ
第三十二条 削除
第三十三条 削除
第三十四条 日本銀行ハ毎月末日現在ノ国債証券發行額及其ノ月中ニ於ケル増減ヲ速ニ財務省ニ報告スヘシ
第三十五条 日本銀行ハ証券類出納ニ關スル帳簿ヲ備へ証券及利札ニ付左ノ科目ニ区分シ其保管スル証券類ヲ出納整理スヘシ但シ白紙及記名紙ハ之ヲ証券ニ編入スヘシ
一 予備証券
二 予備利札
三 保管証券
四 保管利札
五 廉銘利札
六 廉銘
予備証券又ハ予備利札ハ發行又ハ交付ノ手続ヲ為ササル完成又ハ未完成ノ証券類トス
保管証券又ハ保管利札ハ既ニ發行ノ手續ヲ為シ未タ交付ヲ終ラサルモノ其ノ他取扱上一時保管スル国債証券、利札又ハ添附利札トス

第三十六条 予備証券又ハ予備利札ヲ廃銷証券又ハ未交付ノ証券類トス
第一項ノ帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ日本銀行
之ヲ定メ財務大臣ニ報告スヘシ

第三十七条 日本銀行ハ毎月完成証券ノ出納ノ状況ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

第四章 登録国債

第三十八条 国債登録簿ハ其ノ保全ノ為必要アリ
ト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ日本銀行本店外ニ
搬出スルコトヲ得ス
国債登録簿ハ之ヲ登録シタル國債ノ全部ノ元
金ノ消滅時効完成スヘキ時期ノ後一年ヲ経過ス
ル迄日本銀行之ヲ保存スヘシ

第三十九条 削除

第四十条 削除

第四十一条 削除

第四十二条 削除

第四十三条 日本銀行ハ毎月末日現在登録国債ノ
登録金額及其ノ月中ニ於ケル増減ヲ速ニ財務省
ニ提出スベシ
二提出スベシ

第四十四条 日本銀行ハ毎月国債登録簿ニ依リ其
ノ月中ニ起債ノ為登録シタル國債ノ名称、記号及發
行総額ヲ記載シタル調書ヲ調製シ臨検ノ財務省
務省官吏ニ提出スベシ

第四十五条ノ一 日本銀行ハ毎月振替国債ニ付其
ノ月中ニ起債シタル振替国債ノ名称、記号及發
行総額ヲ記載シタル調書ヲ調製シ臨検ノ財務省
官吏ニ提出スベシ

第四十五条ノ二 日本銀行ハ国債登録簿ノ閲覧ノ請求
ヲ受ケタルトキハ其ノ取扱主任者ノ面前ニ於テ
之ヲ閲覧セシムヘン

第四十五条ノ三 日本銀行ハ電子情報処理組織を
使用して処理する場合における国債の登録手続
の特例に關する省令（平成二年大蔵省令第二十二
号以下本条ニ於テ特例省令ト称ス）第二条第一
号ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シ國債登
録簿ニ付キ照会ヲ受ケタルトキハ當該照会ニ係
る事項ヲ特例省令第一条第一号ニ規定スル入出
力装置ニ出力スベシ

第四十七条 国債ノ償還及利子支払 削除

第四十九条 国債証券ノ買入銷却ハ日本銀行財務大臣ノ命スル所ニ依リ之ヲ取扱ヒ其ノ買入レタル國債証券ノ名称、記号、額面金額ノ種類、枚数、総金額 買入価格及買入年月日ヲ財務省ニ報告スヘシ

前項ノ規定ハ登録シタル国債及振替国債ノ買入銷却ニ付之ヲ準用ス

第五十条 日本銀行国債ノ元金償還又ハ利子支払ニ必要ナル資金ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外所要期日前予メ其ノ金額ヲ算定シ財務大臣ニ請求シ之カ交付ヲ受クヘシ

第五十一条 日本銀行ハ前条ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金トシテ受入レ整理スヘシ

第五十二条 日本銀行ハ国債元利金ノ支払ヲ了シタルモノニ付テハ其ノ金額ヲ夫々前条ノ公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第五十三条 日本銀行ハ国債元利支払資金ノ出納ヲ整理スル為夫々公債償還資金受払帳、政府短期証券償還資金受払帳及公債利子支払資金受払帳ヲ備フヘシ

公債償還資金受払帳及公債利子支払資金受払帳ニハ財務大臣ノ定ムル計算科目毎ニ又政府短期証券償還資金受払帳ニハ夫々支払資金及支払期日毎ニ口座ヲ設クヘシ

第五十四条 日本銀行毎年度所属国債元利金ノ支払ハ當該年度末日ヲ以て之ヲ打切り整理スヘシ前項ノ打切り整理事項ニ於テ資金ノ残額アルトキハ翌年度四月三十日迄ニ其ノ科目毎ニ内地支払及海外支払ニ区分シタル金額ヲ財務省ニ報告スヘシ

第五十五条 日本銀行ハ国債元利支払資金ノ不用ニ省ヨリ納入告知書ノ交付ヲ受ケタルトキハ納入金額ヲ財務省ニ報告シ納入告知書ノ交付ヲ受クヘシ

第五十六条 日本銀行ハ前二条ノ場合ニ於テ財務省ヨリ納入告知書ノ交付ヲ受ケタルトキハ納入金額ヲ財務省ニ報告シ納入告知書ノ交付ヲ受クヘシ

第五十七条 日本銀行ハ誤払過渡ニ係ル国債元利金ヲ返納セシメタルトキハ之ヲ夫々公債償還資金支払資金ヨリ払出し返納金戻入又ハ歳入金トシテ受入レ整理スヘシ

金ニ受入ルヘシ
前項ノ場合年度経過後ニ在リテハ其ノ科目毎
ニ内地払及海外払ニ区分シタル金額ヲ財務省ニ
報告スヘシ

前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八条 日本銀行ハ毎月末公債償還資金及政
府短期証券償還資金ノ出納ニ關シ第二号書式ノ
公債償還資金等出納報告表ヲ、又公債利子支払資
金ノ出納報告表ヲシテ調製シ之ヲ財務省ニ提出スヘシ

第五十九条 削除

第六十条 日本銀行ハ滅失又ハ紛失シタル無記名
ノ國債証券、利札又ハ添附利札ニ對スル元金ノ
償還又ハ利子ノ支払ヲ受ケタル者ヲシテ弁償ヲ
為サシメタルトキ担保物ヲ以テ弁償金ニ充当シ
タルトキ又ハ保証人ヲシテ弁償ヲ為サシメタル
トキハ其ノ時々之力顛末ヲ財務省ニ報告スヘシ

第六十一条 削除

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十九年七月一日前ニ整理公債条例ニ依
リ滅失又ハ紛失ノ届出ヲ為シタル無記名ノ國債
証券又ハ利札ノ処分ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
旧公債其ノ他本令施行前ニ登録シタル國債ノ
甲種國債登録簿等其ノ副本、乙種國債登録簿並
附属書類ノ編綴ハ當分ノ間仍從前ノ例ニ依ルコ
トヲ得

附 則 (大正十一年一二月二九日大蔵省令)
令第六三号

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和十五年八月一四日大蔵省令)
第六三号

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和一八年一一月一〇日大蔵省令)
令第一〇六号

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和二二年九月二七日大蔵省令)
第九六号

この省令は、昭和二十二年十一月一日から、
これを施行する。

附 則 (昭和二三年三月一五日大蔵省令)
第三五号

この省令は、公布の日から、これを施行す
る。

附 則 (昭和三〇年四月一四日大蔵省令)
第一四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。	この省令は、平成十五年一月六日から施行する。
附 則（昭和三一年三月二八日大蔵省令第二号）抄	附 則（平成一五年三月二八日財務省令第一九号）
1 この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。	この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（昭和四〇年六月一日大蔵省令第四号）抄	附 則（平成一六年一月一八日財務省令第七号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四一年四月四日大蔵省令第二六号）抄	附 則（平成一七年一月一六日財務省令第六八号）
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四二年二月九日大蔵省令第四号）	附 則（平成一九年三月三一日財務省令第二九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成一九年三月三一日から施行する。
附 則（昭和四二年四月一一日大蔵省令第一六号）	第一条 この省令は、特別会計に関する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成一九年九月一四日財務省令第四八号）
附 則（昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号）抄	この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。
1 この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。	附 則（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）抄
附 則（昭和六三年三月一二日大蔵省令第四三号）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）	附 則（平成二〇年一二月二一日財務省令第八四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二一年四月二三日大蔵省令第二二号）	第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二一年三月二六日大蔵省令第二号）
附 則（平成二一年三月二六日大蔵省令第二号）	（施行期日）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄	附 則（令和元年五月七日財務省令第一七号）抄
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	附 則（平成二二年三月四日財務省令第七号）抄
この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。	（施行期日）
附 則（平成一三年二月二〇日財務省令第八号）	第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二三年八月一〇日財務省令第一〇号）
附 則（平成一四年一二月六日財務省令第六一号）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（略）	（略）

(第二号書式「第58条」)

第二条 改正後の日本銀行国債事務取扱規程第十四条の規定にかかるらず、平成二十四年三月三十日までの間、原子力損害賠償支援証券の発行による収入金は、融通証券発行高に整理することができる。この場合、当該収入金を別途記録管理しなければならない。

前項の規定により原子力損害賠償支援証券の発行による収入金を融通証券発行高に整理する場合において、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三十九条第二項に規定する国庫金振替書に同令第十一一条第六項の規定による受入科目として「原子力損害賠償支援証券発行高」と記載又は記録されているときは、融通証券発行高として受け入れるものとする。

前項の規定は、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）第五条第一項、第二項又は第五項の規定により国庫金振替書の受入科目又は払出科目に「原子力損害賠償支援証券発行高」と記載されたものについて準用する。

第一項の規定により融通証券発行による収入金は、平成二十四年四月一日以後、原子力損害賠償支援証券発行高に整理しなければならない。

この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

(略)

(略)

(略)

(略)